論 説

債権の発生時期に関する一考察(5)

白 石 大

序 論

- 第1章 日本法の考察
 - 第1節 各契約類型における債権の発生時期
 - 第1款 賃料債権の発生時期(以上、本誌88巻1号)
 - 第2款 賃金債権の発生時期
 - 第3款 請負報酬債権の発生時期
 - 第4款 第1節の小括
 - 第2節 債権の発生時期の問題が法解釈に及ぼしうる影響
 - 第1款 債権の発生時期と実定法上の諸制度との関係 (以上、本誌88巻2号)
 - 第2款 債権譲渡と賃料債権の発生時期
 - 第3款 相殺と賃料債権の発生時期
 - 第4款 第2節の小括
 - 第1章のまとめ(以上、本誌88巻3号)
- 第2章 フランス法の考察
 - 第1節 債権の発生時期に関する学説
 - 第1款 註釈学派の学説
 - 第2款 20世紀前半の学説
 - 第3款 20世紀後半の学説
 - 第4款 第1節の小括(以上、本誌88巻4号)
 - 第2節 判例法理の展開
 - 第1款 手続開始前債権と手続開始後債権の区別
 - 第2款 債権の移転と倒産手続との関係
 - 第3款 第2節の小括(以上まで本号)
 - 第3節 近時の学説の展開

第2章のまとめ

結 論

第2章 フランス法の考察

第2節 判例法理の展開

前節でみたとおり、債権の発生時期に関する研究は1980年代以降大きく進展したのであるが、その背景には、この問題を直接・間接の争点とする事件が1970年代以降増加し、相当数の判例が生まれたことがある。そこで本節では、学説に影響を与えたこれらの判例を検討していく。なお、検討の対象は破毀院のものに限定し、複数の文献で引用されているものを中心に取り上げることとする。また、債権の発生時期に関する議論に影響を与えたのは主に倒産手続に関係する判例であり、ここでの検討もおのずからこれに限定される。

本稿で検討する倒産事件は、大きく2つの紛争類型に分けることができる。第1は、倒産債務者に対する債権が手続開始前債権であるのか、それ

⁽⁴⁶⁶⁾ ただし、次の判例は倒産手続に関係しないものではあるが、契約時に債権が発生するという立場を採ったかにみえ、契約時説の論者が自説の正当化の根拠として引用するものである(J. Mestre, *infra*, RTD civ., 1987, p. 748 et s)ため、便宜上ここで触れておく。

[〔]破毀院第一民事部1986年 7 月16日判決〕 (Cass. 1^e civ., 16 juill. 1986, RTD civ., 1987, p. 748, note J. Mestre)

Yを含む3名の構成員からなる民事組合 A が銀行 X から融資を受けたが、その後 Y は A の持分を他の組合員に譲渡した。一方、A から返済を受けられなかった X は Y ら組合員に弁済を請求した。原審は、持分譲渡前の組合債務に関しては、 Y からの譲受人ではなく Y が依然として負担を負っているとして、融資額の3分の1(融資時の Y の持分割合)につき X の Y に対する請求を認答した。破毀院も Y の上告を棄却し、その理由中で、「契約債務は、これと異なる約定がない限り契約締結時に発生するのであって、債務の履行時に発生するのではない」と判示した。

とも手続開始後債権であるのかが争われるケースである (第1款)。そして第2は、債権譲渡・弁済による代位・債権執行などの債権の移転をもたらす行為がなされた後に、移転の対象となった債権の原債権者が倒産手続に入り、当該債権の帰属が争われるケースである。そのなかでもとりわけ、対象債権が継続的履行契約に基づく場合に、債権の移転と倒産手続との関係をどのように規律するかに関しては、債権の発生時期についての解釈と絡んで判例法理が注目すべき展開を見せたことから、より細密な検討を要する (第2款)。

第1款 手続開始前債権と手続開始後債権の区別

まず第1款では、倒産債務者に対する債権が手続開始前債権か手続開始 後債権かについて争われた判例を検討する。しかしその前に、これらの判 例を検討する前提として、まずフランスの倒産法制を概観しておく必要が ある。

1. フランスの倒産法制の概観

フランスの倒産法規定は、当初は1806年制定の商法典第3編に置かれており、懲戒主義・商人破産主義を基調とするものであった。この倒産法は数次の改正を経た後、「裁判上の整理、財産の清算、個人破産及び破産罪に関する1967年7月13日の法律」(以下「1967年法」と表記する)が単行法

- (467) フランスの倒産法制の沿革については、霜島甲一「1967年のフランス倒産立法 改革について」判タ308号(1974年)2頁、佐藤鉄男=町村泰貴「1985年のフラン ス倒産法に関する法文の翻訳(1)」北大法学論集38巻3号(1988年)163頁、西澤 宗英「1994年フランス倒産法改正について」青山法学論集36巻2=3号(1995年) 189頁など参照。
- (468) Loi nº 67-563 du 13 juillet 1967 sur le règlement judiciaire, la liquidation des biens, la faillite personnelle et les banqueroutes. 同法の条文の翻訳として、霜島甲一「1967年のフランス倒産立法改革に関する法文の翻訳(1)~(4・完)」法学志林68巻1=2号(1971年)~72巻1号(1974年)がある(本稿における同法の条文訳はこれを参照した)。

として制定され、商法典第3編は削除された。この1967年法が規定する手続は「裁判上の整理 (règlement judiciaire)」と「財産の清算 (liquidation des biens)」であり、前者は企業の更生再建を、後者は企業の解体清算を目的とするものであった。いずれの手続においても裁判所により管財人が選任されるが、裁判上の整理手続では管財人の補佐のもとに債務者がその財産を管理するのに対し、財産の清算手続では専ら管財人が財産管理を行うこととされた。

同法13条1項は、「裁判上の整理及び財産の清算を宣告する判決は、管財人の代表する総債権者集団 (masse) に債権者を統合する」と規定し、2項は「いかなる債権者も、その債権が裁判上の整理又は財産の清算の判決以前にその発生原因 (origine) を有するならば、その債権の弁済期がこの判決の後に到来する場合でも、総債権者集団に対し債権を主張することができない」としていた。このような手続開始前債権は、債権届を経て手続内で配当を得ることができたにとどまる。他方、いずれの手続においても裁判所の関与のもとに営業を継続することが認められ (24条・25条)、管財人は、「相手方に約束した給付を提供するのと引換えに契約の履行を要求する権能を保有する」(38条1項) とされていた。すなわち、このような手続開始後債権は約定どおりに弁済を受けることができた。

ところで、この1967年法は期待した成果を挙げることができなかった。ことに、企業再建の成功例がほとんどなかったこと、一般債権者への弁済率がきわめて低かったことが問題とされた。そこで、「企業の裁判上の更生と清算に関する1985年1月25日の法律」(以下「1985年法」と表記する)が制定され、再建型手続の充実が図られたのである。この改正は、倒産処理手続の原則を「裁判上の更生手続(redressement judiciaire)」に一本化

⁽⁴⁹⁾ Loi nº 85-98 du 25 janvier 1985 relative au redressement et à la liquidation judiciaire des entreprises. 同法の条文の翻訳として、佐藤鉄男=町村泰貴「1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(1)~(4)」北大法学論集38巻 3 号~39巻 3 号(1988年)があり、本稿における同法の条文訳はこれを参照した。

するものであり、更生が不可能になった場合にはじめて「裁判上の清算手続(liquidation judiciaire)」に移行することとされた。また、「総債権者集団(masse)」という概念は放棄され、管財人も廃止された。これに代わり、裁判上の受託者として「管理人(administrateur)」と「債権者の代表者(représentant des créanciers)」が指名され、前者は主に企業の管理・運営面の監督補佐や更生計画案の作成を担当し、後者は債権調査などを行うこととされた。そして、作成された更生計画案に基づき、裁判所が計画確定判決を下すことによって手続は実施段階に入るが、更生が不可能となった場合には裁判上の清算に移行し、債権者の代表者が清算人に任命されて積極財産の換価および配当を行うものとされた。

債権の発生時期との関係では、同法40条1項が「開始判決の後に適法に生じる債権(les créances nées régulièrement après le jugement d'ouverture)は、事業が継続される場合、その弁済期に支払われる」と規定し、手続開始後債権者の優先弁済受領権を明示した。他方、手続開始前債権に関しては、「手続を開始する判決は、当然に、開始判決以前に生じたすべての債権(toute créance née antérieurement au jugement d'ouverture)の弁済の禁止をもたらす」(同法33条1項)、「判決の公示の後、開始決定以前に発生原因(origine)がある債権を有する債権者は、被用者を除き、債権者の代表者に自己の債権の届出を送付する」(同法50条1項前段)とされ、手続外での弁済受領の禁止および債権届の義務が課せられていた。

1985年法はその後、1994年に部分的な改正を加えられ、また2000年には「法典化」の一環として商法典中に再編されたが(商法典第 6 編「企業の窮境 (Des difficultés des entreprises)」)、依然として企業再建の成功率が低いことが問題とされ、2005年と2008年にさらなる改正が行われている。前述の1985年法40条・33条・50条は、現行法ではそれぞれ商法典 L622-17条・L622-7条・L622-24条に該当する。その内容は概ね1985年法と変わりない

⁽⁴⁷⁰⁾ 以上は佐藤=町村・前掲注(467)163頁以下によった。

が、大きな変更点が1点ある。それは、手続外での弁済を受けられる手続開始後債権の要件に「目的論的な基準(critère téléologique)」が追加されたことである。すなわち、商法典 L622-17条 I は、「手続もしくは観察期間の進行に必要なものとして、または当該期間中に債務者に対してなされた給付の対価として、手続開始判決後に適法に生じる債権は、その弁済期に支払われる」と規定し、手続開始後債権として弁済期どおりに支払いを受けられるのは倒産手続に有用な貢献をした場合に限ることとした。これにあわせて、手続開始後に発生する債権でも倒産手続に貢献しないものは債権届が必要とされ(商法典 L622-24条 5 項)、手続外での弁済受領が禁止されている(商法典 L622-7条 1 項)。

2. 手続開始前債権と手続開始後債権の区別に関する判例

以上を前提に判例の検討に移る。 1. でみたとおり、手続開始前債権と 手続開始後債権では倒産手続における取扱いに大きな差異が存するため、 自らの債権がこのいずれに分類されるかは債権者にとって重大な関心事で あり、それゆえにこれが争われた判例の数も多い。以下では、反対給付の 履行時に債権が発生すると解したかに思われる判例 (ア.) と、契約締結 と同時に債権が発生すると解したように思われる判例 (イ.) とに分けて みていく。

ア、反対給付履行時説に親和的な判例

手続開始前債権か手続開始後債権かが争われる紛争類型においては、反 対給付履行時説に親和的な判例、すなわち、反対給付の履行時に債権が発 生することを前提としているかに思われる判例が、数のうえでは多数を占 めている。

まず、1967年法のもとで主に争われたのは、継続的な契約関係から生じ

⁽⁴⁷¹⁾ F. Pérochon et R. Bonhomme, Entreprises en difficulté, instruments de crédit et de paiement, 7e éd., 2008, n° 303, p. 257.

る債権の処遇についての次のような事案であった。

(F-2) 破毀院商事部1974年 1 月22日判決

AはXとの間で設備機器のファイナンスリース契約を結んでいたが、5か月分のリース料を支払わないまま裁判上の整理手続に入ったので、Xは他の債権者への配当に先立ってこの未払いのリース料を支払うよう Aの管財人 Y に求めた。原審は、Y はこの契約を継続した以上、1967年法38条に従い、手続開始後に弁済期が到来するもののみならず手続開始前に弁済期が到来していたものも含めて X に弁済しなければならないとした(X の請求を認容)。しかし破毀院は、係争債権(手続開始の時点で未払いであった 5か月分のリース料債権)は継続的履行契約に基づくものとして手続開始前に生じており、同法13条 2 項によれば X の優先権は認められないとして原判決を破棄した。

(F-3) 破毀院商事部1976年11月23日判決

ガス供給契約の事案である。ガス会社Xが、財産の清算手続に入ったAの管財人Yに対し、手続開始前になされたガス供給の対価を支払うよう請求。原審は、管財人がガス供給契約の継続を選択したことを理由にXの請求を認容。破毀院は、(F-2) 判決と同じ理由により原判決を破棄した。

(F-4) 破毀院商事部1977年 4 月21日判決

水道契約につき〔F-2〕・〔F-3〕と同様の事案である。裁判上の整理手続に入ったAの管財人Yが、水道会社Xとの水道契約の継続を選択したので、XはYに対し、1967年法38条に従って手続開始前約6か月分の水道供給にかかる料金を支払うよう求めた。原審はX敗訴。破毀院は、水道契約が継続的履行契約であることを確認したうえで、同法38条が13条2項の例外をなすものとは認められず、手続開始前の水道供給にかかるXの債権は倒産手続内で配当を受けるほかないと判示した(上告棄却)。

⁽⁴⁷²⁾ Cass. com., 22 janv. 1974, D. 1974, p. 514, note F. Derrida.

⁽⁴⁷³⁾ Cass. com., 23 nov. 1976, Bull. civ. IV, no 297, p. 248.

⁽⁴⁷⁴⁾ Cass. com., 21 avr. 1977, D. 1977, p. 298, note A. Honorat.

〔F-5〕破毀院商事部1981年 9 月23日判決

営業賃貸借契約の事案。財産の清算手続に入った A の管財人 Y に対し、A の営業賃貸人 X が手続開始前の期間の賃料を支払うよう請求した。原審は、Y の賃貸借契約継続の選択により、弁済期が手続開始の前か後かにかかわらず、総債権者が A に代わって賃料債務を負うことになるとした(X の請求を認容)。しかし破毀院は、本件の係争債権は継続的履行契約に基づくものとして手続開始前に発生していたと判示し、1967年法13条 2 項に基づいて X の請求を斥けた(原判決破棄)。

ここで注意すべきなのは、「F-2」~ 「F-5」の判決はいずれも、手続開始前の反対給付にかかる債権の処遇が争われたものであり、手続開始後の反対給付にかかる債権については、1967年法38条により、他の債権者に先立って弁済を受けられることが前提とされていたということである。したがってこれらの判決は、債権の発生時期との関係では、反対給付の履行時に債権が発生することを示したものとしてしばしば理解されるようにな(46)った。

次に、1985年法のもとでも、以下のような同種の判例がある。

(F-6) 破毀院商事部1996年 4 月 2 日判決

XはAに店舗用建物を賃貸したが、その後Aは裁判上の清算手続に入った。Xは、Aの清算人Yに対し、手続開始から建物明渡しまでの期間の賃料を請求した。原審は、清算人が賃貸借契約の継続を選択しなかったことを理由に、Xの請求にかかる賃料債権は1985年法40条の保護を受けられないとした(X敗訴)。破毀院は、この賃料債権は手続開始後に適法に発生したものであり、契約の継続が選択されるか否かにかかわらず同法40条の保護を受けられるとして、原判決を破棄した。

⁽⁴⁷⁵⁾ Cass. com., 23 sept. 1981, D. 1982, p. 240, note F. Derrida.

⁽⁴⁷⁶⁾ G. Endréo, Fait générateur des créances et échange économique, RTD com., 1984, p. 232.

⁽⁴⁷⁷⁾ Cass. com., 2 avr. 1996, Bull. civ. IV, n° 108, p. 91. ほぼ同旨のものとして、 V. Cass. com., 27 oct. 1998, Bull. civ. IV, n° 263, p. 218.

〔F-7〕破毀院商事部2001年10月2日判決

X が公認会計士を務めていた A,~A, 社が裁判上の清算手続に入り、X はAらの清算人Yに対して、1985年法40条に基づき、手続開始の前後に行 った会計サービスの報酬を支払うよう求めた。原審はこの請求の全額につい てXの請求を認容。これに対して破毀院は、報酬債権の発生時期を確定す るために、Xが手続開始前に行った給付と手続開始後に行った給付を区別 する必要があったとして、原判決を破棄差し戻した。

(F-8) 破毀院商事部2002年 5 月28日判決

Yからファイナンスリースの供与を受けていた A は裁判上の更生手続に 入ったが、この手続の管理人はリース契約の継続を選択し、手続開始決定前 の期間に対応する分も含めたリース料をYに支払った。Aの債権者の代表 者Xがこれに異議を提起し、Yに対して手続開始決定前の期間に対応する リース料を返還するよう請求。原審は X 敗訴。破毀院は、リース料債権の うち、手続開始後の期間の給付に対応する分は手続開始後債権となるが、手 続開始前の期間の給付に対応する分は手続開始前債権であり、後者について は債権届が必要であった(それにもかかわらず債権届はなされていなかっ た)として、原判決を破棄した。

これらはいずれも、1985年法40条の適用の有無を判断するにあたって、 債権者が行った反対給付が手続開始の前後いずれにかかるものであったか を問題にしている。そこで、これらの判例は反対給付履行時説に立脚して いると解する論者もいる。これに対して、より慎重な見解を示しているの は倒産法学者のペテルである。彼は、反対給付が手続開始の前か後かによ って債権の「振り分け (ventilation) | を行うというこの解決は、倒産手続 において契約の継続が選択された場合のすべてに共通するものであって、

⁽⁴⁷⁸⁾ Cass. com., 2 oct. 2001, D. 2001, p. 3118, obs. A. Lienhard; D. 2002, p. 800, note F. Derrida.

⁽⁴⁷⁹⁾ Cass. com., 28 mai 2002, D. 2002, p. 2124, obs. A. Lienhard: ICP, G. 2003, I. 113, nº 10, note P. Pétel.

⁽⁴⁸⁰⁾ Lienhard, op. cit. (note 478), p. 3118; op. cit. (note 479), p. 2125.

このことと債権の発生時期の問題とは必ずしも直結しないと論じている。彼はその例証として、売買契約では代金債権が契約締結時に発生することは疑いがないにもかかかわらず、目的物の引渡しが未済の段階で買主に倒産手続が開始し、契約の継続が選択されて引渡しが手続開始後になされた場合には、この代金債権は手続開始後債権になるはずであるとしている。そして実際に、このような即時履行契約に係る債権が手続開始後債権に該当するか否かが争われ、破毀院がこれを肯定したのが次の〔F-9〕・〔F-10〕である。

(F-9) 破毀院商事部1994年11月22日判決

1985年法の事案。詳細は不明だが、資材の供給契約にかかるもののようである。裁判上の更生手続に入ったAに対して資材販売の売掛債権を有するXが、自らの債権は手続開始後に生じたものであり同法40条の保護を受けるとして弁済を請求。原審はこれを認容したので、Aの更生計画の実施監査人(commissaire)であるYが上告し、原判決は資材の引渡しが手続開始後であることのみに着目し請求書の日付を確認しなかった不備があると主張。破毀院は、原審が債権の発生原因を資材の引渡しと捉え、手続開始後の引渡しにかかる本件債権を同法40条の対象としたことに誤りはないとした(上告棄却)。

(F-10) 破毀院商事部2000年 2 月15日判決

1985年法の事案。これも詳細は不明であるが、売買契約が問題となっているようである。裁判上の更生手続に入った A の債権者 X は、手続内での満足しか与えられなかった原審の判断を不服として上告。破毀院は、X の債権は手続開始前に A が行った注文に対応するものではあるが、その引渡しは手続開始後に行われているのであり、これを手続開始前に発生したものであるとして同法40条の保護を与えなかった原判決は誤りであるとした(破棄差し戻し)。

⁽⁴⁸¹⁾ Pétel. op. cit. (note 479).

⁽⁴⁸²⁾ Cass. com., 22 nov. 1994, Bull. civ. IV, no 345, p. 281.

⁽⁴⁸³⁾ Cass. com., 15 févr. 2000, D. 2000, p. 160, obs. A. Lienhard.

これらの判決において破毀院は、手続開始前に締結された売買契約に基づく代金債権を手続開始後債権としている。ペテルはこれを債権の発生時期の問題と切り離して理解することは前述のとおりである。しかし、ペテルと異なり、これらの判決は、即時履行契約においても債権が反対給付の履行時に生じることを示したものであると理解する論者もいた。

イ. 契約時説に親和的な判例

これらに対し、少数ではあるが、契約締結時に債権が発生するという理解になじむとされる判例もある。それが以下の〔F-11〕・〔F-12〕である。

(F-11) 破毀院商事部1992年 4 月14日判決

1985年法の事案。YとAは店舗用建物の賃貸借契約を結んだが、その契約には、賃借人Aが「入居権利金(droit d'entrée)」の名目で3回に分けて金銭を支払うという約定があった。しかし、Aは2回目と3回目の支払いを行わないまま裁判上の更生手続に入り、更生計画に基づいてこの賃貸借契約はXに譲渡された。XがYらを相手取り、未払いの入居権利金は手続開始前債権であるが債権届がなされていないとして、Xがこれを支払う義務を負わないことの確認を求めた。原審はX勝訴。Yは、入居権利金のうち2回目・3回目の支払いにかかる分はそれぞれの支払期日に発生したものであり、同法40条による優先弁済を受けられると主張した。破毀院は、支払期日の分割にもかかわらず、Yの入居権利金債権は契約時に全額発生していたとして原審を維持した。

(F-12) 破毀院商事部1998年 2 月17日判決

1985年法の事案。AはBに不動産の売却を約したが、その代金の一部は、

⁽⁴⁸⁴⁾ Lienhard, *ibid*, p. 161; F. Baron, *La date de naissance des créances contractuelles à l'épreuve du droit des procédures collectives*, RTD com., 2001, n° 9, p. 6.

⁽⁴⁸⁵⁾ Cass. com., 14 avr. 1992, Bull. civ. IV, no 158, p. 111.

⁽⁴⁸⁶⁾ Cass. com., 17 févr. 1998, JCP. E. 1998. 1400, nº 18, note M. Cabrillac et P. Pétel.

交渉の仲介手数料として不動産業者 Y に B が直接支払うこととされた。しかし、A・B 間で契約証書が作成されたのは、B に対する裁判上の更生手続が開始された後であった。B はその後さらに清算手続に移行し、B の清算人 X は、Y の手数料債権は手続開始前債権であるが債権届がなされていなかったとして、Y に支払われた金額の返還を求めた。原審は X 勝訴。Y は上告し、不動産取引を規制する1970年 1 月 2 日の法律 6 条により、不動産業者は仲介した取引について契約が締結され証書が作成されるまでは手数料を請求することができないとされているのであるから、本件における手数料債権は手続開始後に生じたものであって同法40条の保護を受けると主張した。破毀院は、手数料債権の発生原因は証書の作成ではなく、当初 A・B が Y と結んだ仲介契約であるとした(上告棄却)。

ウ、考察

このように、手続開始前債権か手続開始後債権かが争われた第1の紛争類型においては、反対給付の履行時に債権が発生すると解したかにみえる判例が多数みられた。アンドレオをはじめとする反対給付履行時説の論者が、これらの判例を自説の重要な論拠としていたことはすでにみたとおりである。しかし、継続的履行契約に基づく債権のみならず、売買などの即時履行契約から生じる債権についても反対給付の履行時に発生すると解するのは、債務法の一般的な理解とは大きく異なる。そして、逆説的ではあるが、このような立場を採るかにみえる〔F-9〕・〔F-10〕判決が存在するという事実は、第1の紛争類型に関する判例が、実は債権の発生時期についての理論的理解とはまったく別の実質的考慮に立脚していたことを推認させるものである。すなわち、手続開始前債権か手続開始後債権かは純粋に時的な基準のみで決せられるのではなく、そこでは会社の再建に貢献した債権者を優先的に保護すべきであるという政策的考慮が強く働いていたと考えられるのである。このことは、近時の倒産法改正によって手続開始

⁽⁴⁸⁷⁾ Loi nº 70-9 du 2 janvier 1970 sur les activités relatives à certaines opérations portant sur les immeubles.

後債権の要件に「目的論的な基準」が追加されたことからも窺われる。こ の新たな要件が付加されても、手続開始後債権に該当するか否かの判断は 大きく変わるわけではないとの指摘もなされているのである。そうする と、このような理解に立つ限り、反対給付履行時説はその重要な論拠を失 うことになろう。

第2款 債権の移転と倒産手続との関係

倒産手続との関係で債権の発生時期が問題となる第2の紛争類型は、債 権譲渡・弁済による代位・債権執行などの債権の移転をもたらす行為がな された後に、移転の対象となった債権の原債権者が倒産手続に入るケース である。この場合において、倒産手続開始前に対象債権がすでに発生して いれば、この債権は移転によってすでに倒産債務者の財産から逸出してお り、債権移転はその後の倒産手続の影響を受けないはずである。これに対 し、倒産手続開始時点で対象債権が未発生ならば、この債権は発生ととも にいったん倒産債務者の財産に取り込まれ、倒産債務者はこの時点ですで に財産処分権を喪失しているため、債権は有効に移転しないと解する余地 がある。したがって、対象債権の発生時期をどのように捉えるかが結論を 左右するとも考えられるのである。

以下では、この問題を理解するための前提として、まずフランスにおけ る債権移転制度のうち主要なものについて概観する(1)。次いで、債権 の移転と原債権者の倒産手続との関係についての判例を検討していくが (2.)、移転の対象となる債権が賃貸借など継続的履行契約に基づくもの である場合については、その重要性に鑑み、項を改めて独立の検討の対象

⁽⁴⁸⁸⁾ V. M. Behar-Touchais, La date de naissance de la créance issue d'un contrat synallagmatique à exécution successive, Petites Affiches, 9 nov. 2004, no 224. p. 45 et s.

⁽⁴⁸⁹⁾ 本款は拙稿「フランスにおける将来債権譲渡と譲渡人の倒産手続との関係」比 較法学43巻2号(2009年)69頁以下と一部重複する部分がある。

とする(3.)。

1. フランスにおける債権移転の規律

ここでは、債権譲渡(ア.)、帰属差押(イ.)、第三債務者への通知(ウ.) という3つの制度につき、その概略を確認しておく。

ア. 債権譲渡

フランス民法典はわが国の債権譲渡法制の母法であり、民法典1690条は、適式の手続による第三債務者への通知または第三債務者の承諾を債権譲渡の第三者対抗要件として規定する。しかし、わが国の民法467条がそうであるように、債権の一括譲渡を行う場合にはこの第三者対抗要件を具備することは容易ではない。そこで、「企業信用の促進に関する1981年1月2日の法律」(法案を提出した元老院議員の名にちなんでダイイ法と呼ばれる)が制定され、債権譲渡の手続が簡略化された。ダイイ法によれば、法人または職業活動を行う個人は、金融機関に対して職業債権の譲渡または債権質の設定を行う場合に、複数の対象債権の内容をまとめて記した明細書を金融機関に交付する方法によることができる。ダイイ法は2000年の通貨金融法典の制定に伴って同法典(L313-23条以下)に編入されたが、そのL313-23条2項は、「すでに行われ、又は将来行われる行為から生じる債権で、その金額及び履行請求可能となる時期が未確定のものもまた、譲

⁽⁴⁹⁾ 民法典1690条「〔第1項〕譲受人は、債務者に対して行う移転の送達によってでなければ、第三者に対抗することができない。〔第2項〕ただし、譲受人は、公署証書において債務者が行う移転の承諾によって同様に、〔第三者に〕対抗することができる。」

⁽⁴⁹⁾ Loi n° 81-1 du 2 janvier 1981 facilitant le crédit aux entreprises. この法律については、山田誠一「金融機関を当事者とする債権の譲渡および質入れ――フランスにおける最近の動向――」金融法研究 7 号(1991年)58頁以下、同資料編(6)(1990年)50頁以下、池田真朗『債権譲渡法理の展開』(弘文堂、2001年。初出、「債権流動化と債権譲渡の対抗要件(下)」NBL586号(1996年))87頁以下参照。

渡し又は質権設定することができる。」と規定し、将来債権譲渡の有効性を明文で認めている。また L313-24条 1 項は、「債権譲渡は、担保目的で、対価の約定なく行われた場合であっても、被譲渡債権の所有権を譲受人に移転する。」として債権移転効を規定する。そして L313-27条 1 項は、「譲渡又は質権設定は、債権の発生時期、弁済期、履行請求可能となる時期のいかんを問わず、他の方式を要することなく、明細書の交付時に明細書上に付された日付より、当事者間で効力を生じ、かつ第三者に対して対抗可能とな〔る。〕」と規定している。要するに、この手続によれば、金融機関が譲渡を受けて直ちに明細書に日付を記入するだけで、その時点より譲渡は当事者間で効力を生じ、かつ第三債務者の関与なしに将来債権譲渡の第三者対抗要件を具備することができるのである。

イ. 帰属差押

次いで民事執行手続に関する規定をみる。「民事執行手続の改正に関する1991年7月9日の法律」(以下「1991年法」と表記する)は、債権執行に関し、従来の停止差押(saisie-arrêt)に代わる手続として帰属差押(saisie-attribution)を導入した。改正前の手続では、停止差押に続いて差押手続の有効性を確認する訴訟(確認訴訟)が行われ、それが確定してはじめて差押債権者は第三債務者から弁済を受けられるが、その間に競合債権者が現れた場合は平等配当とされていた。これに対して改正法は、43条1項

⁽⁴⁹²⁾ なお、本文記述のとおりこの手続は現在では通貨金融法典に収められているが、本稿ではフランスでの一般的な呼称に従い、この手続による債権譲渡を「ダイイ法に基づく債権譲渡」または「ダイイ法譲渡」と呼ぶことにする。

⁽⁴⁹³⁾ 帰属差押の制度については山本和彦『フランスの司法』(有斐閣、1995年) 69 頁以下参照。

 ⁽⁴⁴⁾ Loi n° 91-650 du 9 juillet 1991 portant réforme des procédures civiles d'exécution. この法律については、山本和彦「フランス新民事執行手続法について(上)(下)――日本法との比較を中心として」ジュリ1040号(1994年)69頁以下、1041号(1994年)61頁以下、徳田和幸「フランス民事執行法の改正について」日仏法学19号(1995年)64頁以下参照。

で、「差押書は、その根拠とされる債権の額に達するまで、第三者の下で処分可能な被差押債権及びそのすべての付帯債権について、差押債権者のために即時帰属の効果をもたらす。」として、債権自体を即時に差押債権者に帰属させる効果を規定し、差押債権者に事実上の優先権を認めた。さらに13条2項は、「差押はまた、条件付、期限付又は継続的履行に係る債権に対しても行うことができる。」と定めて差押可能な債権の種類を明示し、43条2項は、「たとえ優先債権に基づくものであっても、事後になされる他の差押及び他のあらゆる徴収処分の送達並びに裁判上の更生又は清算の開始に係る判決の出現によっても、前項の帰属の効果は害されない。」として、倒産手続に対する帰属差押の効果の優越を規定している。

ウ. 第三債務者への通知

最後に、徴税のために用いられる帰属差押の一種である「第三債務者への通知(avis à tiers-détenteur)」についてみておく。租税手続法典 L262条 1 項によれば、公会計官は、納税義務者に支払義務を負うすべての第三者 に対して、当該第三者が負う債務額を限度として、納税義務者への支払いに代えて公会計官にこの租税を支払うよう要求することができる。同法典 L263条 1 項は、「第三債務者への通知は、条件付であれ期限付であれ、未 納者が第三債務者に対して有する債権が現実に履行請求可能となる時期がいつであるかにかかわらず、その受領時より、弁済が求められている金額を、優先権を有する税金の支払いに充当する効果を有する。」と規定し、同2項は、「第三債務者への通知は、〔1991年法〕第43条所定の即時帰属の 効果をもたらす。」として、帰属差押と同様の即時移転効を認めている。

⁽⁴⁹⁵⁾ 山本・前掲注(494)ジュリ1041号61頁。

^{(496) 1991}年法の訳文は、山本和彦「試訳・フランス新民事執行手続法及び適用デクレ (1) | 法学58巻2号 (1994年) 172頁以下を参考にした。

⁽⁴⁹⁷⁾ 中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典』(三省堂、第3版、2012年)49頁。 ただし、同書における見出しは「第三債務者への差押通知」となっている。

これと同趣旨の規定は1991年法86条にも置かれており、「租税手続法典 L262条及び同 L263条所定の第三債務者への通知は、43条所定の即時帰属 の効果をもたらす。」とされている。

2. 売買代金債権・請負報酬債権の移転と倒産手続との関係

以上を前提に判例の検討を行う。なお、移転の対象となる債権が継続的履行契約に基づくものである場合については別途3.で検討するので、ここでは対象債権が売買契約・請負契約などの即時履行契約に基づくものである場合のみを取扱う。1970年代に相次いで出された以下の3つの判決は、いずれも反対給付履行時説に親和的なものである。

(F-13) 破毀院商事部1972年11月21日判決

1967年法の事案で、反対給付履行時説の論者が自説の根拠として援用することが多い判決である。Y社はファクタリング会社 X との間でファクタリング契約を結んだ。その内容は、Yが取引先への納品書の写しを X に交付すると、X が代金を Y に即座に支払い、その代わりに Y の取引先に対する債権に X が代位するというものであった。しかし後に、Y が未納品の注文に対応する納品書を X に交付し代金支払いを受けていたことが明らかになったので、X は Y とのファクタリング契約を打ち切った。ほどなくして Y は裁判上の整理手続に入ったが、営業は継続され、X が代金を先払いしていた問題の注文も納品がなされたので、X は Y に対して、この納品先に対する債権を自らが有することを主張した。原審は X 敗訴。破毀院は、問題の債権は「裁判上の整理手続の宣告後になってはじめて注文の履行により発生した」ものであること、Y と取引先との契約は専ら総債権者集団の利益のために継続されたものであることを理由として、「X は、裁判上の整理手続開始後に総債権者集団のために生じた債権金額を把握するために、Y によって合意された代位を援用することはできない。」と判示し、上告を棄却

⁽⁴⁹⁸⁾ Cass. com., 21 nov. 1972, D. 1974, p. 213, note R. Rodière; RTD com., 1973, p. 844, obs. M. Cabrillac et J.-L. Rives-Lange; RTD com., 1973, p. 883, obs. R. Houin.

した。

(聚) (平-14) 破毀院商事部1973年1月15日判決

1967年法以前の倒産法が適用される事案である。A は取引先 Y (農業協同組合) に対する債権を X に譲渡したが、その対象債権の中には、A から Y に今後引渡しがなされる農作物の代金債権も含まれていた。その後 A は 裁判上の整理手続に入ったが、営業は継続され、Y への農作物の引渡しも 引続きなされた。Y は代金を A の整理手続の管理人(1967年法における管財人に相当する)に支払ったが、X は Y に対して改めて支払いを求めた。原審は、X が債権譲渡の対抗要件を具備していたことを理由に X の請求を認容。破毀院は、債権譲渡の効力は総債権者集団に支払われるべき金額には 及ばないとしたうえで、争いとなった債権が手続開始前に A によってなされた引渡しにかかるものか、それとも手続開始後に総債権者集団の計算で行われた引渡しにかかるものかを確定しなかった原審の判断には不備があるとして原判決を破棄した。

〔F-15〕破毀院商事部1973年12月17日判決

1967年法の事案。A は教会のパイプオルガンの修理に関する請負契約を国との間で締結していた。しかし他方で A は税金を滞納していたので、徴税機関 Y は、この報酬債権の支払業務を行う財務局に対して第三債務者への通知を行った。その後 A は裁判上の整理手続に入ったが、営業は継続され、パイプオルガンの修理工事は予定通り行われた。財務局が第三債務者への通知に従って報酬を Y に支払ったため、A の管財人 X が Y に対し報酬金額の返還を求めた。原審は、第三債務者への通知の効力は条件付債権や期限付債権にも及ぶことが法定されており、倒産手続開始前に発せられた第三債務者への通知によって報酬債権は A の財産からすでに逸出していたとして X の請求を斥けた。これに対して破毀院は、「〔この報酬債権は〕条件付でも期限付でもなく、裁判上の整理手続の宣告後に…総債権者集団の計算によってなされた仕事の履行を理由としてのみ発生したものである」として原判決を破棄した。

⁽⁴⁹⁹⁾ Cass. com., 15 janv. 1973, RTD com., 1973, p. 884, obs. R. Houin.

⁽⁵⁰⁰⁾ Cass. com., 17 déc. 1973, RTD com., 1973, p. 884, obs. R. Houin.

これらの判決のうち [F-13] と [F-15] は、移転の対象とされた債権 を発生させる契約は倒産手続開始前に締結されたが、その履行の全部また は一部が手続開始後に行われた事案に関するものである。〔F-13〕は、移 転対象の売買代金債権は手続開始後に「注文の履行により発生した」と明 言し、〔F-15〕も、請負報酬債権は条件付債権や期限付債権ではなく、手 続開始後に「仕事の履行を理由として」はじめて発生したものであると明 確に述べている。さらに「F-14」も、債権の発生時期を明示してはいな いものの、引渡しが手続開始後であれば債権譲渡の効力が売買代金債権に 及ばないことを前提としており、[F-13]・[F-15] と同一の方向にあると いえる。つまり、これらの判決は反対給付の履行時に債権が発生するとい う立場を採ったものとみることも可能であり、実際にそのように解する論 者も存在する。たとえばある論者は、〔F-13〕の判例評釈において以下の ように論じる。「これらの債権は単に期限付なのではない。…それらは、 そのコーズである引渡しとともにのみ生じる。Xの債権は、手続開始前 の注文から生じたものであるとはいえ、それらは引渡しによってはじめ て、つまり手続開始後に生じたのである。」しかし他方で別の論者は、同 じく「F-13」の判例評釈において、「〔破毀院が〕『債権は裁判上の整理手 続の宣告後になってはじめて注文の履行により発生した』と言うのは不正 確である。商品の引渡しによって債権は確実かつ履行請求可能となるが、 法的にみればそれは契約の締結によって発生したものである。おそらく破 毀院は、すでになされた引渡しに対応する債権のことを『発生済みの債 権』と呼ぶ銀行の用語法にひきずられたのであろう。」として、その結論 の妥当性には賛成しつつも破毀院の論拠を批判している。

なお、次の判決も、対象債権に代位したファクタリング会社の訴えの適格が争われたという特殊なものであるが、方向性としては〔F-13〕~〔F-15〕と同一であると考えられる。

⁽⁵⁰¹⁾ Rodière, op.cit. (note 498), n° 11, p. 216.

⁽⁵⁰²⁾ Cabrillac et Rives-Lange, op. cit. (note 498).

〔F-16〕破毀院商事部1979年7月16日判決

Aはファクタリング会社 X との間でファクタリング契約を締結し、X は A の取引先250社に対する納品書の交付を受け、これらの取引先に対する売掛代金相当額を A に支払ってこれらの売掛代金債権に代位した。他方、A との間で商品の配送契約を結び商品を占有していた Y は、A に対する未回収の債権を担保するためにこの商品を留置した。その後 A は裁判上の整理手続に入り、X は Y に対して、留置している商品を返還するよう求めた。 X には訴えの適格がないとの Y の反論に対して、原審は、X は手続開始前に A の債権に代位しており、Y の留置権を争う適格を有するとして X の請求を認めた。これに対し破毀院は、手続開始時にすでに A がこれらの取引先の債権者になっていたかどうかを判断しなかった点において、原判決には不備があるとした(破棄差し戻し)。

弁済による代位は弁済されるべき債権がすでに発生していることを前提としており、弁済の時点で未発生の債権については代位は起こらないと解されている。したがって、Xが代位によってAの売掛債権を取得するためには、XがAに代金を代払いした時点で売掛債権がすでに発生している必要がある。仮にAと取引先との売買契約時に売掛債権が発生していたと解するならば、この債権を代位によって取得するXは問題なく訴えの適格を有するはずである。破毀院がXの適格を問題としたということは、売掛債権の発生時期を売買契約の締結時とは別の時点とみていることを意味しうる。

では、これらの判例を、反対給付履行時説を採ったものとして把握することは妥当であろうか。仮にこのように解するならば、売買などの即時履行契約においても、金銭債権は反対給付の履行時に発生すると判例は考えていることになる。しかし、第1の紛争類型に関して検討したとおり、これは債務法の一般的な理解とは大きく異なる。そして第1の紛争類型にお

⁽⁵⁰³⁾ Cass. com., 16 juill. 1979, D. 1981, p. 224, note J. Mestre.

⁽⁵⁰⁴⁾ Mestre, *ibid*, no 8, p. 225.

けると同様に、ここでも判例は、債権の発生時期についての理論的理解とは別の実質的考慮に立脚していたのではないかと推認されるのである。そのことは判決の文言からも窺うことができる。「総債権者集団の利益のために継続された〔契約〕」((F-13))、「総債権者集団の計算によってなされた仕事の履行」((F-15))などの表現は、「手続開始後に倒産債務者が行う給付から生じる利益は総債権者集団に帰せしめるべきである」という政策的考慮を示すものと考えられるのである。そうすると、ここでも反対給付履行時説は、その重要な論拠である判例の支えを失うことになる。

3. 継続的履行契約に基づく債権の移転と倒産手続との関係

次いで、継続的履行契約に基づく債権が移転した場合の倒産手続との関係について検討する。1. で概観した債権移転手続においては、それぞれの規定をみる限り、譲渡人・差押債務者の倒産手続が開始する前に法定の要件を充たしさえすれば、債権移転の効果が後の倒産手続開始によって覆されることはないように思われる。しかし、移転の対象となる債権が継続的履行契約に基づくものである場合について、この点に関するフランスの判例は90年代半ばから約10年間紆余曲折をたどることになった。そこで以下ではこの判例法理の推移を追っていくことにする。

ア. 破毀院判決の不統一(1994年~2000年)

判例でまず問題となったのは帰属差押に関する事案であった。前述のとおり、1991年法13条2項は、継続的履行に係る債権に対しても帰属差押を行うことができる旨を規定しているが、ここで「継続的履行に係る債権」とは、継続的履行契約に基づく債権(賃貸借契約を例にとれば月々の賃料債権)を指している。したがって、弁済期未到来の賃料債権に対して一括して帰属差押を行うことは、この規定を根拠として可能と解される。そして、被差押債権の差押債権者への帰属が後の差押債務者に対する倒産手続開始によって害されないことは、43条2項が規定しているので、これらの

賃料債権に対する帰属差押の効果が倒産手続に優越することは条文上明らかであるように思われる。実際、最初に現れた破毀院の判断はこの立場を採るものであった。

(505) (506) 〔F-17〕破毀院1994年12月16日意見

債権者 X は、夫婦 A・B を連帯債務者とする債権を有していたが、夫婦が共有するアパルトマンの賃貸から生じる賃料債権に対して帰属差押を行った。その後 A は裁判上の清算手続に入り、手続開始後に弁済期が到来した賃料の帰属をめぐって A の清算人 Y と X が争った。リヨン大審裁判所から意見照会を受けた破毀院は、1991年法13条 2 項、43条 1 項・2 項および適用デクレ69条以下を根拠として、「夫婦の一方が裁判上の清算手続に置かれる前に、共有財産に属する不動産の賃料につき夫婦双方に対してなされた、継続的履行に係る債権の帰属差押は、清算〔手続開始〕の判決の後に弁済期が到来する賃料についてもその効果を及ぼす。」との意見を示した。

1991年法の条文に忠実なこの破毀院意見は、学界からも一定の支持を 「508) 得た。もっとも、この結論を根拠づける理論構成については、「権利の萌 芽(弁済期到来前からすでに債権者の財産中に存在しており、弁済期が到来す

⁽⁵⁰⁵⁾ Cass. Avis, 16 déc. 1994, D. 1995, p. 166, note F. Derrida; JCP G. 1995. II.
22409, note A. Grafmeyer; JCP E. 1995. II. 686, note R. Martin; RTD civ., 1995,
p. 965, obs. R. Perrot; Gaz. Pal. 1995. 1. I. 188, note P.-P. Massoni.

⁽⁵⁰⁶⁾ 破毀院意見 (avis de la Cour de cassation) とは、困難な民事上の法律問題につき、司法裁判所の照会に応じて破毀院が述べる意見である (裁判所構成法典L441-1条)。合議体は院長を長とし、当該法律問題に関係する部の部長および2名の裁判官から構成される。破毀院意見は照会した裁判所を法的には拘束せず、他の事件との関係で拘束力を及ぼすことも三権分立の趣旨から否定されるが、この意見を表明する合議体の権威により、事実上その判断は他の裁判所によって広く従われる。山本・前掲注(493)150頁以下参照。

⁽⁵⁰⁷⁾ 適用デクレの69条から72条までは、継続的履行に係る債権に対する帰属差押の 細則を定めた規定である。

⁽⁵⁰⁸⁾ Derrida, op. cit. (note 505); Grafmeyer, op. cit. (note 505); Perrot, op. cit. (note 505).

れば賃料を受領しうる資格を債権者に与えるもの)」が手続開始前の帰属差押によって差押債権者に移転すると考える論者と、賃貸借契約締結の時点ですでに全期間分の賃料債権が不可分のものとして発生しており、それが帰属差押によって手続開始前に差押債権者に移転すると考える論者とに分かれた。執行法学者であるペローは後者に属するが、次のように賃料債権の発生時期を論じている。「〔アンドレオのように賃料債権が順次発生すると考える見解〕は、当初の契約を一種の枠契約のようなものとしてしか見ず、継続的履行契約の独自性をなす点を看過している。その独自性とは、その存在がすでに確実であり履行のみが期間の中に組み込まれるような権利と債務を、不可分な形で、その締結時において発生させる単一の契約であるという点にある。…分割され、後から履行されるべき債権は、そのコーズを契約それ自体に見出す。そして、その履行は合意された周期に従って繰り延べられることはたしかであるが、これらの債権が契約締結時にすでに確実な実在を有していることにはかわりがない。」

一方、破毀院意見に反対する論者は、弁済期が到来していない未発生の賃料債権を即時に移転させることはできないはずであり、この矛盾を回避するために用いられる「権利の萌芽」という概念もフィクションにすぎないと主張した。このように、この時点ですでに、問題の解決が債権の発生時期に関する解釈と結びつけられ、継続的履行契約に基づく債権の発生時期いかんが結論を分けると考えられていたことは注目される。もっとも、この破毀院意見に従うと無視しえない金額が債権者の共同担保から逸出することになり、倒産手続の存在意義それ自体が問い直されることになってしまうとして、専ら結論の妥当性という観点から批判を行うものもあった。

⁽⁵⁰⁹⁾ Derrida, *ibid*; Massoni, *op. cit*. (note 505).

⁽⁵¹⁰⁾ Perrot, op. cit. (note 505).

⁽⁵¹¹⁾ Ibid, p. 967.

⁽⁵¹²⁾ Martin, op. cit. (note 505).

ところがこの翌年、破毀院商事部はこの破毀院意見とは異なる判断を示したのである。

(F-18) 破毀院商事部1995年10月24日判決

徴税機関 Y は、相続財産からの徴税のため、共同相続人 A・B に代わって相続不動産の管理および賃料の収受を行う C に対して第三債務者への通知を行った。その後 A・B は裁判上の更生手続に入ったが、裁判所選任の管理人 X は、手続開始後に弁済期が到来する賃料についての通知の効果の解除を求めて提訴した。原審はこの請求を認容。Y の上告に対して破毀院商事部は、「〔第三債務者への通知が裁判上の更生手続の開始前になされていても、〕裁判上の更生手続の判決後に弁済期が到来する賃料債権は当該手続の諸規律に服し、この債権は〔1985年法〕33条が規定する弁済禁止効により債務者の財産中において処分不能となるため、通知による国庫への移転を免れる。」と判示して上告を棄却した。

このように商事部は、倒産手続開始後に弁済期が到来する賃料債権の帰属に関して〔F-17〕とは逆の立場を採用し、倒産手続の規律を(帰属差押と同様の効果を有する)第三債務者への通知の効果より優先する判断を示 (516) した。そこで、多くの論者は〔F-17〕と本判決との間に矛盾を見出し、

⁽⁵¹³⁾ B. Soinne, L'impossible poursuite après jugement de redressement ou de liquidation des effets d'une saisie-attribution opérée antérieurement, Petites Affiches, 1^{er} nov. 1996, nº 132, p. 4 et s.

⁽⁵¹⁴⁾ Cass. com., 24 oct. 1995, D. 1996, p. 155, note F. Derrida; JCP G. 1996. II.
22578, note E. Putman; RTD civ., 1996, p. 483, obs. R. Perrot; RTD com., 1996,
p. 526, obs. A. Martin-Serf; Gaz. Pal. 1. J. 199, note P.-P. Massoni; Defrénois
1996, p. 256, obs. J.-P. Sénéchal.

⁽⁵¹⁵⁾ この事案では、CはA・Bに代わって収受した賃料相当額をA・Bに引渡す 債務を負っているので、YからみてCは第三債務者となる。

 ⁽⁵¹⁶⁾ この事案における通知は1991年法の施行前になされたものであり、「F-17」と本判決の結論の相違を1991年法の適用の有無によって説明しようとする論者もいた(Derrida, op. cit. (note 514); Martin-Serf, op. cit. (note 514); Massoni, op. cit. (note 514))。しかし、そもそも1991年法が規定する帰属差押の債権移転効は、従

本判決を批判して〔F-17〕の破毀院意見を支持した。プットマンも、「債 権は反対給付の履行がなされるまで発生しない」という見解を前提とする 本判決は、債権の発生時期と履行期を混同するものであると断じ、賃料債 権は「継続的履行」債権であって「継続的発生」債権ではないと主張して いる。

このような状況のもと、さらにその翌年、破毀院第二民事部が今度は (F-17) の破毀院意見と同様の立場を示した。

(F-19) 破毀院第二民事部1996年7月10日判決

債権者Y(フランス不動産銀行)は、債務者Aがその賃借人に対して有 する弁済期未到来の賃料債権について帰属差押を行った。その直後に A は 裁判上の更生手続の判決を受け、裁判所選任の管理人Xが帰属差押の効果 の解除を求めて提訴した。原審は X 敗訴。第二民事部は、〔F-17〕と同じく 1991年法13条、43条および適用デクレ69条以下を根拠にして、「債権名義人 の裁判上の更生または清算の開始をもたらす判決が出現する前になされた、 継続的履行に係る債権の帰属差押は、当該判決後にこの債権の名において弁 済期が到来した金額についてもその効果を及ぼす。| と判示して X の上告を 棄却した。

本判決は〔F-17〕の破毀院意見と同じく、倒産手続開始後に弁済期が 到来する賃料債権の帰属に関して、倒産手続の規律よりも帰属差押の効果 を優先させる判断を示した。これは〔F-18〕において商事部が示した見

来からの第三債務者への通知の規律に倣ったものであり、この理由づけには無理が あると指摘されている (Perrot, op. cit. (note 514))。

⁽⁵¹⁷⁾ Putman, op. cit. (note 514). 彼はまた、本判決が根拠とする1985年法33条は債 務者による手続開始後の弁済を禁じるものであるのに対して、本件で問題とされて いるのは第三債務者による弁済であり、本件は同条の適用場面ではないとも指摘し ている。

⁽⁵¹⁸⁾ Cass. 2e civ., 10 juill, 1996, D. 1996, p. 625, note P. Ancel: ICP G. 1996, II. 22723, note E. Putman; JCP G. 1997. I. 4004, nº 11, obs. P. Pétel; RTD civ., 1996, p. 716, obs. R. Perrot.

解とは正反対のものであり、かくしてこの問題は、破毀院内部で商事部と 第二民事部との間の見解不一致を招くに至ったのである。

本判決の評釈における議論は、被差押債権の発生時期いかんという点に集中している。まずプットマンは、継続的履行契約における金銭債務(賃貸借を例にとれば賃料債務)のコーズは相手方の債務(賃貸目的物を使用収益させる債務)であり、このコーズは契約締結時にすでに存在している以上、金銭債務の発生時期は契約締結時であると主張して、本判決を支持した。彼は、債務のコーズと給付のコーズのうち、債権の発生の場面で問題となるのは専ら前者であるが、これは契約締結時にすでに備わっているとして、両者を区別しないアンドレオの見解をここでも批判している。

一方、本判決の判例評釈において、判旨に反対する論陣を張ったのがアンセルであった。彼は、継続的履行契約に基づく債権は弁済期ごとに発生し、差押時点で弁済期未到来の債権には帰属差押の即時移転効が及ばないと主張する。彼は、本判決がプットマンに近い「伝統的見解」に立脚していることを指摘しつつ、前述の「拘束力」と「債務的内容」の概念を用いてこれを批判した。この判例評釈は、前節で検討した彼の論文「契約の拘束力と債務的内容」が公表される3年前に書かれたものであるが、彼の主張の原型がここには多くみられる。すなわち、①アンドレオのように反対

⁽⁵¹⁹⁾ Putman, op. cit. (note 518).

⁽⁵²⁰⁾ V. E. Putman, note sous CA Aix-en-Provence, 20 juill. 1994, JCP. G. 1995. II. 22408. これは「F-19」の原審判決の評釈である。

⁽⁵²¹⁾ Ancel, op. cit. (note 518). もっとも、債権の即時移転効を規定する1991年法43 条は継続的履行に係る債権を適用から除外しておらず、「法律が区別せざるところわれわれもまた区別すべからず (Ubi lex non distinguit, nec nos distinguere debemus.)」という法格言との抵触が問題となりうるが、アンセルはこの法格言があてはまるのは区別の理由がない場合に限られる(そしてこの場合には区別の理由がある)とする。

⁽⁵²²⁾ *Ibid*. 本判決がプットマンと同様の立場を前提としていることは、差押対象債権を単数形で表現している (une créance à exécution successive) ことから窺われるとする。

給付に金銭債務のコーズを見出すのではなく、コーズは当初の契約自体にあると考える(これによりプットマンの批判はこの見解には当たらなくなる)、②契約の「拘束力」の生じる時期と「債務的内容」の生じる時期とを区別し、両者の分離により契約締結時と債権発生時期のズレを説明する、③期間の定めのない継続的履行契約では一方当事者からいつでも契約を解約することができるので、契約時から全期間分の債権が発生していると考えるのは困難であるとする、④期間の定めのある契約も期間の定めのない契約と同様に考えるべきであるとする、などである。

このように、〔F-19〕判決が現れるに至って、債権の発生時期に関する 破毀院内部の対立状況がいよいよ明らかになってきた。もっとも、ここま でみた破毀院判決の不統一は、専ら民事執行手続である帰属差押および第 三債務者への通知に関するものであった。しかしやがてこの問題はダイイ 法に基づく債権譲渡にも波及することになる。

前述のとおり、通貨金融法典 L313-23条 2 項は将来債権譲渡の有効性を明文で認めている。また同法典 L313-27条 1 項は、債権未発生の時点でも債権譲渡は当事者間で効力を生じ、第三者対抗要件を備えることも可能である旨を規定する。これらの規定を文言どおり適用すれば、ダイイ法に基づく将来債権譲渡は対象債権を即時に譲受人の財産中へと移転させるので、その後に譲渡人に対して倒産手続が開始しても譲渡の効力には何らの影響も及ぼさないように思われる。しかし、それにもかかわらず破毀院商

⁽⁵²³⁾ このほか、ペテルは、アンセルと同様に契約時説を排斥しつつ、賃料債権が順次発生すると解しても本判決の解決とは矛盾しないと論じている。彼によれば、立法者は、1991年法の制定により、完全に発生する前の「萌芽的債権」であっても帰属差押の対象となしうることを選択したというのである(Pétel, op. cit. (note 518))。

⁽⁵²⁴⁾ もっとも、通貨金融法典L313-27条1項の現行規定は、2003年のいわゆる金融 安全法による改正を受けたものであり、改正前は「譲渡又は質権設定は、明細書上 に付された日付より、当事者間で効力を生じ、かつ第三者に対して対抗可能となる。」とのみ規定されていた。同条の2003年改正の経緯に関しては、拙稿・前掲注 (489) 103頁以下参照。

事部は、次に示す判決において、ダイイ法に基づいて行われた継続的履行 に係る債権の譲渡の効果を、倒産手続との関係で制限するという判断を示 したのである。

(F-20) 破毀院商事部2000年 4 月26日判決

AはY会社との間で、Yの事業に関してAが顧問の任務に従事することを約する契約を締結した。Aはこの契約から生じる報酬債権をダイイ法に基づいてX銀行に譲渡し、Xはこの債権譲渡をYに対して通知した。その後Aは裁判上の清算手続に置かれたが、手続開始後に弁済期が到来した報酬債権につきXがYに支払いを請求したところ、Yはこれを拒絶した。原審はXの支払請求を棄却。破毀院商事部は、「譲渡人に対する倒産手続開始の判決は、この判決後に継続的履行契約を続行することから生じる債権についての譲受人銀行の権利の障害となる。」と判示して、Xが取得しうる債権の範囲を手続開始前に弁済期が到来するものに限定した。

本判決はダイイ法に基づく債権譲渡の事案であり、帰属差押に関する (F-17) や (F-19) との解決の相違を、適用される法規定や債権移転手続の違いによって説明することも考えられる。しかし実際には多くの論者が、本判決は (F-17) や (F-19) での破毀院の判断と矛盾していると指摘した。たとえば、有力な民法学者の1人であるラルメは、1991年法13条・43条の規定は一般原則(droit commun)の適用にほかならず、ダイイ法に基づく債権譲渡においても解決は同じでなければならないと主張する。彼によれば、債権譲渡を適法に行いうる以上、その後の譲渡人に対する。

⁽⁵²⁵⁾ Cass. com., 26 avr. 2000, D. 2000, p. 717, note C. Larroumet; *ibid*, p. 265, obs. P. Pisoni; JCP G. 2000. I. 269, obs. P. Pétel; JCP E. 2000. 1134, note D. Legeais; *ibid*. 2001. 1333, obs. J. Stoufflet; RTD com., 2000, p. 994, obs. M. Cabrillac. これは通貨金融法典 L313-27条 1 項の改正前の事案である。

⁽⁵²⁶⁾ ダイイ法に基づく債権譲渡では、わが国の債権譲渡特例法と同じく債務者対抗要件と第三者対抗要件が分離されている。通貨金融法典L313-28条は、金融機関から債務者に対してなされる通知により、以後の譲渡人に対する弁済が禁じられる旨を規定する。

する倒産手続開始によって譲受人の権利の有効性が問い直されることとな る根拠はない。「継続的履行契約を続行することから生じる債権」という 判示は、本判決が継続的履行に係る債権の発生時期を反対給付の履行時と 考えていることの表れであるが、このような見解は倒産手続の分野以外で は異説であり、債権の発生の問題と(履行期の到来等による)履行請求可 能性の問題を混同するものである。さらに、倒産手続開始後に弁済期が到 来する債権について権利を取得しえないならば、金融機関はダイイ法を利 用した融資に応じなくなることが予想されるので、本判決はダイイ法に基 づく債権譲渡の「弔鐘を鳴らす」ことにもなる。ラルメはこのような主張 を展開して本判決を批判した。他方でこれに対しては、本判決の債権発生 時期に関する理解は妥当であるとする論者や、本判決の結論の妥当性に賛 成する論者も少数ながら存在していた。

イ. 破毀院判例の統一(2002年以降)

ここまで、破毀院内部における第二民事部と商事部の解決の不統一を概 観してきた。学説は、この結論の不一致は債権の発生時期に関する見解の 相違に基づくものと考えた。すなわち、第二民事部の判断は、継続的履行 契約に基づく債権が契約締結時に全期間分一斉に発生し、それが倒産手続

⁽⁵²⁷⁾ Larroumet, op. cit. (note 525). 同旨、Legeais, op. cit. (note 525). これに対 して Pétel, op. cit. (note 525) は、ここでも1991年法が帰属差押に関して特別の効 果を定めたものであるとの認識に立ち、[F-17] や [F-19] の解決と本判決の解決 は矛盾しないとする。

⁽⁵²⁸⁾ Larroumet, *ibid*; *adde*, Stoufflet, *op. cit*. (note 525).

⁽⁵²⁹⁾ Larroumet, ibid. 1985年法40条の適用に関する一連の判決も、企業再建に協力 した債権者に弁済を受けさせるためという便宜上の理由に基づくものであり、手続 開始後の反対給付にかかる債権を手続開始後債権として扱うのはフィクションにす ぎないとする。

⁽⁵³⁰⁾ Larroumet, *ibid*; *adde*, Legeais, *op. cit*. (note 525).

⁽⁵³¹⁾ Pisoni, *op. cit*. (note 525).

⁽⁵³²⁾ Cabrillac, op. cit. (note 525).

開始前にすでにすべて移転済みであるという見解に立脚するものと理解された。これに対して商事部の見解は、継続的履行契約に基づく債権は時間の経過とともに順次発生するにすぎず、倒産手続開始後に生じる債権に対しては移転の効果が及ばない、という論理によるものと考えられたのである。

しかし、判例のこの不一致はやがて解消されることとなった。判例の統 (33) 一は、まず帰属差押に関して混合部判決によりもたらされた。

(F-21) 破毀院混合部2002年11月22日判決

債権者 Y は、債務者 A がその賃借人らに対して有する弁済期未到来の賃料債権につき帰属差押を行った。その後 A は裁判上の清算手続に置かれ、清算人 X は、Y が賃借人から受領した賃料のうち倒産手続開始後の弁済期到来分に相当する金額の返還と、帰属差押の効果の解除を求めて提訴した。原審は X 敗訴。破毀院は〔F-18〕判決と〔F-19〕判決の矛盾を解消すべく混合部を開き、1991年法13条、43条および適用デクレ69条以下を根拠に、「債権名義人の裁判上の更生または清算の開始をもたらす判決が出現する前になされた、継続的履行に係る債権の帰属差押は、当該判決後にこの債権の名において弁済期が到来した金額についてもその効果を及ぼす。よって、本件差押の帰属効は A を裁判上の清算手続に付す判決の前にすでに終局的に生じていた〔として、X の請求を斥けた原審の判断は是認しうる。〕」と判示して X の上告を棄却した。

この判旨の引用部分の第1文は〔F-19〕判決と全く同じ文言であり、

⁽⁵³³⁾ 混合部 (chambre mixte) は、破毀院の複数の部の管轄にまたがるような原理的問題が争われているときや、各部の判決に齟齬をきたすおそれがあるときに開かれる法廷であり、2個または必要に応じてそれ以上の部の代表者によって構成され、院長が裁判長となる。山本・前掲注(493)132頁、滝沢正『フランス法』(三省堂、第4版、2010年)196頁。

⁽⁵³⁴⁾ Cass. ch. mixte, 22 nov. 2002, D. 2003, p. 445, note C. Larroumet; JCP G. 2003. I. 144, no 14, obs. M. Cabrillac; JCP G. 2003. II. 10033, note D. Houtcieff; RTD civ., 2003, p. 331, obs. P. Crocq; RTD com., 2003, p. 148, obs. D. Legeais.

混合部が第二民事部の解決を支持したことは明らかである。本判決の裁判過程をみると、混合部における弁論において、報告裁判官が、継続的履行に係る債権は単一の債権であり契約締結時に生じるという立場を前提に、上告棄却を提案する報告を行ったのに対して、検察官はアンセルの見解を援用し、賃料債権は弁済期ごとに発生すると主張して原判決破棄の意見を表明していた。このことからも、破毀院は本判決にあたって、債権の発生時期に関する議論を十分に念頭に置いていたことが窺われる。

本判決の評釈をみても、継続的履行契約に基づく債権は契約締結時に発生するという見解を破毀院が採用したものとみるのが一般的である。そして、多くの論者はこの破毀院の立場に賛意を示している。たとえばラルメは、反対給付履行時説に対する批判として次の3点を挙げる。①継続的履行契約において反対給付履行時に金銭債権が生じるのであれば、売買などの即時履行契約でも同じでなければならないはずだが、これは実定法で認められていることと異なる。②この説では金銭債権は反対給付の履行時に発生するとされているが、なぜその逆(つまり反対債権が金銭債務の履行時に発生する)とならないのかは説明されていない。③相手方が反対給付を履行するまで自らの債務を履行しなくてよいのは、債務が反対給付の履行時まで発生しないためではなく、同時履行の抗弁権の効果にすぎない。ラ

⁽⁵³⁵⁾ Bulletin d'information de la Cour de cassation, nº 569, 15 janv. 2003. これは 破毀院のウェブサイト (www.courdecassation.fr) より閲読が可能である。なお、 破毀院の報告裁判官 (conseiller rapporteur) は、裁判長に指名され、その事件の 調査を行ったうえで判決案を作成し、弁論において報告を行う。評議においても最 初に意見を述べるのが通例のようである。他方、検察官は弁論において陳述し自分の意見を述べる。破毀院の事件は全件が検察官に通知され、検察官の意見表示がない限り判決はできない。山本・前掲注(493)140頁、147頁。

⁽⁵³⁶⁾ Legeais, *op. cit.* (note 534); Houtcieff, *op. cit.* (note 534). *Adde*, Larroumet, *op. cit.* (note 534); Crocq, *op. cit.* (note 534).

⁽⁵³⁷⁾ その例外として、カブリヤックは、債権の移転が問題となる本件のような場合に限って反対給付履行時説によるべきことを主張している(Cabrillac, op. cit. (note 534))。もっとも、このように考えるべき根拠はいまひとつ明らかではないように思われる。

ルメはこのように論じて、ここでも契約時説を擁護した。

担保法の代表的学者であるクロックも契約時説を支持する。彼もまた、反対給付履行時説は循環論法に陥る(この説では反対給付が履行されるまでは金銭債権は発生しないとされるが、他方で反対給付を求める債権も金銭債務の履行時まで発生しないはずであり、結局いつまでたってもどちらの債権も発生しえないことになる)と批判している。他方、履行期説にはこの難点はないものの、この見解は1991年法13条2項の規定によって否定されるという。つまり、差押えの対象となりうる債権は差押えの時点で存在している必要があると考えられるが、同条は「継続的履行に係る債権」を差押えの対象に含めている、というのである。

この〔F-21〕判決を受けて、商事部も混合部の判断に従うべく判例を変更する。まず、翌2003年には帰属差押に関して〔F-21〕と同じ内容の判決が下された。次いで、ダイイ法に基づく債権譲渡に関しても、2004年と2005年に以下の2つの判決が現れる。

(F-22) 破毀院商事部2004年12月7日判決

機械設備の製造業者A社は、Y社から受けた注文の代金債権を、ダイイ法に基づいてX(地方農業相互信用金庫)に譲渡した。Yはこの譲渡に対する承諾はしなかったが、譲渡通知は受領していた。その後Aは裁判上の

⁽⁵³⁸⁾ Larroumet, op. cit. (note 534).

⁽⁵³⁹⁾ Crocq, op. cit. (note 534). そのほかでは Houtcieff, op. cit. (note 534) も、債権の発生を履行の有無という偶然に委ねることは契約の「将来に対する支配」を危うくすることになるとしており、契約時説を採るものと考えられる。

⁽⁵⁴⁰⁾ Cass. com., 8 juill. 2003, D. 2003, p. 2094, obs. A. Lienhard; Cass. com., 5 nov. 2003, D. 2003. AJ 2964; Cass. com., 3 déc. 2003, D. 2004, p. 1489, obs. G. Taormina.

⁽⁵⁴¹⁾ Cass. com., 7 déc. 2004, D. 2005, p. 230, note C. Larroumet; ibid. AJ 77, obs. A. Lienhard; JCP E. 2005. 639, obs. P. Pétel; ibid. 236, note S. Raby; RTD civ., 2005, p. 132, obs. J. Mestre et B. Fages; RTD com., 2005, p. 155, obs. M. Cabrillac; Banque et Droit, nº 100, mars-avr. 2005, p. 50, chron. T. Bonneau.

⁽⁵⁴²⁾ この譲渡は2003年の通貨金融法典L313-27条の改正より前になされたものである。

更生手続に入ったが、Yは請求書の未払金をAに支払った。Xがこの未払金の支払いをYに請求。原審は、譲渡対象債権は手続開始後に行われた注文品の製造・引渡し時に発生したのであり、手続開始の判決が当該債権に対するXの権利の障害となるとして請求を棄却。X上告。商事部は、通貨金融法典L313-23条、L313-24条およびL313-27条を根拠として、「履行請求可能となる時期が未確定であっても債権は譲渡可能であり、譲渡人の財産から逸出するので、〔譲受人に対する〕その弁済は譲渡後の譲渡人に対する倒産手続の開始によって影響を受けない。」と判示して原審を破棄した。

多くの論者は、この判決はダイイ法譲渡に関して商事部自ら〔F-20〕判決を変更したものであり、債権は契約締結時に発生するという一般原則を示した〔F-21〕判決を受けて、この一般原則をダイイ法譲渡の場合にも及ばしたものであると理解した。もっとも、本件の譲渡対象債権は売買契約または請負契約から生じた代金債権であり、継続的履行に係る債権に関する〔F-20〕判決とは事案が異なるものであった。本件の事案のもとでは、(即時履行契約であっても反対給付の履行時に債権が発生するという)アンドレオのような立場を採るのであれば格別、仮にアンセルのような立場を採ったとしても債権は契約締結時に発生すると考えられるのであり、〔F-20〕判決と本判決とは両立する余地がある。しかし論者の中には、本件が継続的履行契約に基づく債権を取扱うものではないことは認めつつ、本判決に至るまでの帰属差押に関する判例の流れや、破毀院が本判決を広く公表したという事実などから判断して、本判決の射程は継続的履行契約

⁽⁵⁴³⁾ Larroumet, *op. cit.* (note 541); Lienhard, *op. cit.* (note 541); Pétel, *op. cit.* (note 541); Raby, *op. cit.* (note 541).

⁽⁵⁴⁴⁾ 破毀院の公式判例速報誌 (Bulletin d'information de la Cour de cassation, n° 615, 15 mars 2005) に掲載された本判決の注釈は以下のとおり明言する。「商事部は、問題の契約は継続的履行に係るものではないと考えた。事実、2回に分けて機械設備が引渡されたのは単に契約当事者間の便宜によるものであり、契約の性質から必然的に帰結したのではない。したがって、賃貸借契約によって定められる賃料の支払時期の場合とは異なり、〔履行期の〕定期的な等間隔配置は存在しなかった。単に履行が繰り延べられた契約が問題とされていたにすぎないのである。|

に基づく債権の譲渡にも及ぶとみる者もいる。

(F-23) 破毀院商事部2005年11月22日判決

請負業者 A は、Y 銀行に対して負うあらゆる債務の担保を目的として、自らが B (整備建設公社) に対して有する建設請負の報酬債権をダイイ法に基づいて Y に譲渡した。その後 A は裁判上の更生手続に置かれ、X が裁判所によって管理人に任命された。 X は Y に対して、手続開始後に B から Y に支払われた金額のうち、手続開始前に A が完成した仕事に対応する分の返還を請求した。原審は X の請求を棄却。破毀院商事部は、「担保目的で対価の約定なしになされた場合でも、債権譲渡は被譲渡債権の所有権を譲受人に移転させる。この譲渡は明細書上に付された日付より当事者間で効力を生じかつ第三者に対抗可能となり、譲渡人の財産から逸出するので、〔譲受人に対する〕その弁済は譲渡後の譲渡人に対する倒産手続の開始によって影響を受けない。」と判示して上告を棄却した。

本件の譲渡対象債権の性質をどのように理解するかについては解釈が分かれている。一方では、Aが定期的に完成工事分の請求書を作成し、これに基づいてその都度 Bが Aに支払いを行っていたという点を重視して、Aが Bに対して有していた債権を継続的履行に係るものとみる見解がある。これによれば本判決は、(F-22) 判決と同様の解決を、継続的履行契約に基づく債権の事案に拡張したものであるということになる。しかし、(F-22) における譲渡対象債権は手続開始後の反対給付の履行に係る

⁽⁵⁴⁵⁾ 本判決は破毀院の公式判例集に登載されているほか、破毀院のウェブサイトでも公表された。

⁽⁵⁴⁶⁾ Mestre et Fages, op. cit. (note 541); Cabrillac, op. cit. (note 541).

⁽⁵⁴⁷⁾ Cass. com., 22 nov. 2005, D. 2005, p. 3081, obs. X. Delpech; JCP E. 2006. 673, obs. M. Cabrillac; RTD com., 2006, p. 169, obs. D. Legeais.

⁽⁵⁴⁸⁾ この譲渡も通貨金融法典L313-27条の2003年改正の前に行われたものである。

⁽⁵⁴⁹⁾ 本件では担保目的でなされた債権譲渡の効果も争われたが、ここでは省略する。

⁽⁵⁵⁰⁾ Delpech, op. cit. (note 547); Legeais, op. cit. (note 547).

ものであったのに対して、本件で帰趨が争われた債権は手続開始前にすでにAが完成していた仕事に対応するものである。そこで、この債権が手続開始前に発生していたことはどの見解に立っても肯定しうるとして、本判決はむしろ〔F-22〕判決より射程が狭いと考える論者もみられる。

このように、(F-22)・(F-23) はいずれも継続的履行契約に基づく債権の譲渡が問題となった事案ではないとも考えられ、これらの判決をもって商事部自らが (F-20) 判決を変更したものと断言するには疑問の余地がありうる。しかし、(F-21) の混合部判決が (F-18) の商事部判決を否定し、商事部自身も帰属差押に関して (F-21) 判決に追随する判断を示していたという当時の状況に照らせば、商事部はダイイ法譲渡に関しても(G2) の立場を放棄したと考えるのが自然であるといえるであろう。

債権の発生時期についていえば、〔F-21〕により破毀院の見解が統一され、〔F-22〕・〔F-23〕の評釈が書かれる段階ではこの問題はすでに決着済みと考えられていたのであろうか、これを詳細に論じるものはもはやほとんどみられない。ラルメは、自身の見解をさらに進めて、結局のところダイイ法譲渡においては移転対象債権の発生時期いかんはあまり問題ではないと論じるに至っている。通貨金融法典の規定により、ダイイ法に基づく債権譲渡が将来債権を対象としうることは明定されているので、譲渡時に仮に債権が未発生であったとしても有効にこれを移転させることができるはずであり、それ以降この債権は譲渡人に帰属することはありえないので、その後の譲渡人に対する倒産手続の影響も受けないというのである。

⁽⁵⁵¹⁾ Cabrillac, *op. cit*. (note 547).

⁽⁵⁵²⁾ この見解を示すものとして、前注 (543) に挙げたもののほか、V. J. Flour, J. -L.Aubert, Y. Flour et E. Savaux, *Droit civil, Les obligations*, t. 3, 5° éd., n° 366, p. 267; Pérochon et Bonhomme, *op. cit.* (note 471), n° 777-2, p. 775.

⁽⁵⁵³⁾ Larroumet, op. cit. (note 541). 同旨のものとして、Bonneau, op. cit. (note 541).

ウ. 判例法理の射程

以上のように、ダイイ法譲渡・帰属差押と倒産手続との関係についての破毀院の判断は、約10年の曲折を経た後にようやく統一されるに至った。この判例法理は次の2点にまとめることができよう(後の判例によって変更されたと考えられる(F-18)・(F-20)は除外して考える)。①黙示の前提として、継続的履行契約((F-17)・(F-21)の賃貸借契約はこれに該当する)に基づく債権はすべて契約締結時に発生する。②ダイイ法譲渡・帰属差押の時点ですでに発生している債権(①を前提とする限り(F-17)・(F-19)・(F-21)・(F-22)・(F-23)では移転対象債権はすべて既発生と考えられる)は、譲渡・帰属差押の効果により手続開始前に譲渡人・差押債務者の財産から逸出するので、その後に開始する譲渡人・差押債務者の関産手続の影響を受けない((F-22)・(F-23)がその旨を判示する)。

ところでこのような判例法理を前提にすると、当初の契約が継続的履行 契約ではなく単なる枠契約であって、移転対象債権は手続開始後に締結さ れる実施契約から生じると考えられる場合には、手続開始前の債権移転を 観念することができないため、倒産手続が債権移転に優先するという結論 となりうる。そこで、移転対象債権が継続的履行契約に基づくものか否か (=移転対象債権が手続開始前にすでに発生していたと考えうるか否か)が結論 を左右しうることになるが、この点に関しては次に掲げる2つの判決が興 味深い検討の素材を提供する。

[F-24] 破毀院第二民事部2001年3月8日判決

酪農を営む A は、定期的に集荷に訪れる業者 B に生乳を継続的に売っていたが、今後の B への生乳の販売によって A が得ることとなる債権に対して、A の債権者である Y (地方農業相互信用金庫)が帰属差押を行った。その後 A は裁判上の清算手続に入り、清算人 X は帰属差押の効果の解除と

⁽⁵⁵⁴⁾ Cass. 2e civ., 8 mars 2001, Act. proc. coll. 2001, no 98, obs. C. Regnaut–Moutier.

手続開始後に B が Y に支払った金額の返還を求めた。原審は、B が定期的に集荷に訪れて A から生乳を買い、代金を毎月 A に支払うという契約関係が続いているというだけでは、これを継続的履行契約と評価することはできないとして、差押の即時帰属効を否定し X の請求を認容した。これに対して第二民事部は、EU における生乳クォータ制度に注目し、A が自分に割り当てられた基準数量の生乳を基準期間内に B に売ることを約する契約は単一の継続的履行契約とみることができるとして、原判決を破棄した。

(F-25) 破毀院第二民事部2001年 5 月17日判決

患者の搬送業務を行う会社 A が初級医療保険金庫 B に対して有する債権 について、搬送会社の債権者Y(社会保障・家族手当負担金徴収組合)に よる帰属差押がなされた事案である。フランスの医療保険制度では、被保険 者が医療にかかる費用をまず自分で全額支払った後に、自己負担部分を除い た金額を医療保険金庫に請求するのが原則である。しかし医療機関は、医療 保険金庫とあらかじめ第三者支払合意(tiers-pavant)を結んでおけば、金 庫に直接報酬を請求することができる。この事案でもAはBと第三者支払 合意を締結しており、A が患者を搬送すればこの合意に基づいて B に直接 報酬を請求することができるようになっていた。そこでYは、A・B間の 第三者支払合意を継続的履行契約とみて、将来の搬送により A が B に請求 しうることとなる債権に対して帰属差押を行った。その後 A が裁判上の清 算手続に置かれたため、清算人 X が帰属差押の効果の解除を求めた。原審 は、被差押債権は第三者支払合意の締結時より継続して萌芽状態にあり、こ れは条件付かつ継続的履行に係る債権であるとして、倒産手続開始後の搬送 に係る債権についても帰属差押の効力を認めた(Xの請求を棄却)。しかし 破毀院は、Bは患者が搬送されるごとにAに対して支払義務を負うにすぎ

⁽⁵⁵⁾ EU が生乳の過剰生産是正のため導入した制度で、国別に生産割り当てが設定されるのみならず個々の生産者にも生産枠が設定され、これを超過した場合には生産者に課徴金が課せられるというものである。小林康平「EC 生乳生産調整政策と加盟主要国の農業構造への影響」農林業問題研究30巻3号(1994年)114頁以下参照。

⁽⁵⁵⁶⁾ Cass. 2e civ., 17 mai 2001, D. 2001, IR p. 1851.

⁽⁵⁵⁷⁾ フランスの医療保険制度に関しては、笠木映里『公的医療保険の給付範囲―― 比較法を手がかりとした基礎的考察』(有斐閣、2008年) 169頁以下参照。

ないのであり、Aが有していたのは単一の継続的履行契約から生じる単一の債権ではなく、搬送の都度生じる個別複数の債権であるとして原判決を破棄した。

これらの判決から推察すると、破毀院はある契約が継続的履行契約に該当するか否かを判断するにあたって、支分的な債権が当初の契約から直接発生するか否かという基準を用いているように思われる。すでにペローも、「〔複数の〕債権が単一かつ不可分の契約からその源泉を得ており、契約締結時からその存在が確実なものとされ、その履行のみが繰り延べられている場合」にのみ「継続的履行に係る債権」という概念を用いるべきであると主張していた。

(F-25)の原審の評釈を書いたプットマンは、Bの債務はたしかに手続開始前のA・B間の第三者支払合意から生じてはいるが、実際に患者を搬送するまではAの患者に対する債権は発生しないのであり、それを患者に代わってAに支払うというBの債務のみが搬送より前に発生するというのは矛盾であるという。彼は、第三者支払合意はBの債務の発生原因となる単一の継続的履行契約ではなくて、支払の態様を定めるための枠合意(convention-cadre)にすぎず、個別の債権を発生させる複数の実施契約(患者との搬送契約)がさらにその後に予定されているとの理解を示している。〔F-25〕判決もおそらくプットマンの見解と同じ趣旨であると考えられよう。

他方、〔F-24〕では、生乳クォータ制度によって個々の農家が生産しうる生乳の数量があらかじめ決められており、一定期間内に売買される生乳の数量が当初の契約時にすでに確定していた。このため弁済期ごとの代金

⁽⁵⁵⁸⁾ R. Perrot, obs. sous CA Renne, 26 mai 1995, RTD civ., 1995, p. 969.

⁽⁵⁵⁹⁾ CA Renne, 26 mai 1995, JCP G. 1995. II. 22508, note E. Putman; RTD civ., 1995, p. 968, obs. R. Perrot. なお厳密には、〔F-25〕判決は差戻後上告審であるのに対して、このレンヌ控訴院判決は差戻前の控訴審である。

⁽⁵⁶⁰⁾ Putman, ibid; adde, Perrot, ibid.

債権は、当初の契約から生じる単一の債権の一部であると判断されやすか ったのであろう。

第3款 第2節の小括

本節では、1970年代以降の倒産事件に関する判例を検討することによ り、債権の発生時期に関する破毀院の立場を探ろうと試みた。これらの判 例は大きく2つの紛争類型に分けることができたが、そのうち第1の紛争 類型(倒産債務者に対する債権が手続開始前債権か手続開始後債権かが争われ るケース)では、反対給付の履行に伴って債権が発生するとの理解に親し むものが多数みられた($(F-2) \sim (F-10)$)。このなかには、継続的履行契 約に基づく債権のケースのみならず、売買などの即時履行契約から生じる 債権のケースもあり([F-9]・[F-10])、これらの判例を根拠として、即時 履行契約の場合にも反対給付履行時説が妥当すると主張する論者もいた。 しかし、即時履行契約では契約時に債権が発生するとの一般的理解を前提 とするならば、この $[F-9] \cdot [F-10]$ の存在はむしろ、実は第1の紛争類 型の判例が、債権の発生時期についての理論的理解とはまったく別の実質 的考慮(すなわち、会社の再建に貢献した債権者を優先的に保護するという政 策的考慮)に立脚していたのではないかとの疑念を生じさせるものであ る。同様のことは、第2の紛争類型(債権の移転と倒産手続との関係が問題 となるケース)のうち、即時履行契約に基づく債権が移転された場合の判 例((F-13)~(F-15)) についてもいえる。これらの判例は一見すると反 対給付履行時説を採ったかに思われるが、「総債権者集団の利益のために 継続された [契約] | ([F-13])、 「総債権者集団の計算によってなされた仕 事の履行 | (〔F-15〕) などの表現からは、「手続開始後に倒産債務者が行う 給付から生じる利益は総債権者集団に帰せしめるべきである」という実質 的考慮が働いていることが窺われる。

これに対し、第2の紛争類型のうち継続的履行契約に基づく債権の移転 が問題とされたケースでは、破毀院も当該債権の発生時期いかんを問題の

解決に結びつけていたことはおそらく間違いないものと思われる。そして、第二民事部は契約時説((F-19))、商事部は反対給付履行時説または履行期説((F-18)・(F-20))をそれぞれ採用し、破毀院内部における見解の不一致が生じたが、(F-21)の混合部判決によってようやく契約時説に統一されることになったのである。現在の判例法理は、①継続的履行契約に基づく債権はすべて契約締結時に発生する、②ダイイ法譲渡・帰属差押の時点ですでに発生している債権は、譲渡・帰属差押の効果により手続開始前に譲渡人・差押債務者の財産から逸出するので、その後に開始する譲渡人・差押債務者の関産手続の影響を受けない、という2点にまとめることが可能であろう。

(追記)

フランスでは、民事執行手続法典(Code des procédures civiles d'exécution)が制定され、2012年6月1日より施行されている。この法典は、1991年法およびその適用デクレのほか、2006年に改正された不動産執行法制を法典化したものである(同法典の紹介として、山本和彦「民事執行法の法典化――民事執行法典の立法部に関する2011年12月19日のオルドナンス第1895号及び民事執行法典の規則部に関する2012年5月30日のデクレ第783号」日仏法学27号(2013年)154頁以下がある)。本稿で言及した1991年法13条・43条は、同法典ではそれぞれ L112-1条・L211-2条となっているが、その規定内容は改正前とほぼ同一であり(同法典は「既存の法を用いた法典化」であるとされている。山本・前掲154頁)、本稿の論述は同法典の施行後もそのまま妥当すると思われる。